

第2次始良市環境基本計画 策定業務委託・仕様書



令和5年4月
始良市生活環境課

1 業務名

第2次始良市環境基本計画策定業務

2 業務の目的

現在の始良市環境基本計画（以下「現行計画」という。）は、始良市環境基本条例（平成24年条例第10号）第9条の規定に基づき2014年（平成26年）3月に策定し、その後2019年（平成31年）には中間見直しを行い、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために寄与してきました。

現行計画の計画期間は、2023年度（令和5年度）末までとなっていることから、2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間を計画期間とする「第2次始良市環境基本計画」（以下「次期計画」という。）を策定することを本業務の目的としています。

なお、次期計画の策定に当たっては、現行計画の事業効果の検証等を行うとともに、専門的知見を反映させるため、本業務を委託することとします。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月21日まで

4 業務の内容

次期計画の策定に当たっては、本市が令和4年に「ゼロカーボンシティ」を宣言したことに伴い、その実現に向けた具体的な施策や指標等を盛り込むこととします。

また、政府が平成30年4月に従前の環境基本計画を変更し「第五次環境基本計画」を定めたことや、令和3年10月には「地球温暖化対策計画」を改定したことなど、環境に関する取り組みの前提条件が変化していることを的確に捉え策定することとします。

（1）基礎的調査

次期計画を策定するに当たって必要となる環境に関する国内外の動向や本市の現況に関する情報等を収集・把握し、整理・分析を行います。

（2）現行計画の検証・分析

現行計画に掲げた各施策の進捗状況や効果の検証・分析を行います。特に、数値目標の達成度について、的確に検証・評価することによって、課題を整理し次期計画に反映させます。

（3）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の検証・分析

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量・

推計、増減要因分析、将来推計、削減目標及び削減対策数値等について検証・分析を行います。

(4) 市民・事業者等の意識調査

市民や事業所等の環境施策に対する満足度やニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。

① アンケート調査の設計

市民や事業所へのアンケート調査項目については、受託者等と協議して取りまとめます。

② アンケート調査の対象数

アンケート調査対象数の目安は次のとおりとします。

ア：市民 3,000人（16歳以上の者）

イ：事業所 200事業所

ウ：小・中学生 200人

③ アンケート調査の印刷・発送

アンケート調査の実施に当たり、市は対象者の抽出を行うとともに、送付用封筒及び宛名ラベルを受託者に提供します。

アンケート調査票の印刷及び発送・返送に係る経費は受託者の負担とします。

④ アンケート調査の集計及び分析

回収したアンケート調査票の集計及び分析は受託者で行うこととします。

提案を求める事項

アンケート調査は、上記のとおり市民3,000人、事業所200事業所、小・中学生200人を目安としています。より効果的な対象選定方法や実施方法及び回収率を高めるための提案等があれば、追加提案していただくこととします。なお、これに伴う経費は見積額の範囲内で調整していただくこととなります。

(5) 課題等の整理

本市が重点的・緊急的・戦略的に取り組むべき課題等を整理・抽出し、制度の在り方や取り組みの方向性について検討し取りまとめます。

(6) 施策の検討

現行計画の検証やアンケート調査等により抽出されたニーズ及び前項で抽出した課題等を踏まえ、次期計画での視点を整理し、目指すべき環境像と基本方針を定めるとともに、基本的な施策や重点的に取り組むプロ

プロジェクトの検討を行います。

特に、温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標については、重要な指標として、的確に把握・分析し、次期計画に反映させることとします。

①目指すべき環境像と基本方針の設定

本市の将来目指すべき環境像を検討するとともに、それを実現するための「基本方針」を定めます。

②基本施策の設定

基本方針を実現するための「基本施策」を検討し、それを達成するために必要となる具体的な環境目標を検討します。

また、環境目標の設定に当たっては、「見える化」を図るため可能な限り具体的な数値目標を掲げることとします。

③重点プロジェクトの設定

本市として、特に重要となる項目を抽出し、重点的に取り組むため「重点プロジェクト」を定め、その推進を図るための具体的な方策を掲げます。

④推進体制及び財政措置の検討

次期計画を実効性のある計画とするため、推進体制の検討及び進捗管理の手法について検討します。

また、計画推進に係る財源措置等についても、可能な範囲で検討します。

提案を求める事項

- ・2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」実現を目指すうえで、有効と考えられる重点的に取り組むべきプロジェクト（重点プロジェクト）の選定について、考え方を提案してください。
- ・次期計画にSDGsとの関係性をどのように盛り込むかについて、考え方を提案してください。
- ・再生可能エネルギーの導入目標の設定に関する考え方について提案してください。
- ・市民や事業所と連携して課題解決に向けて取り組むために、理想的な連携体制等についての考え方を提案してください。
- ・市民にとって身近な計画とするための工夫等について、考え方を提案してください。

(7) 会議等の運営支援

①会議等の資料作成

次期計画の策定過程において、諮問機関である始良市環境審議会を始め、始良市環境基本計画策定委員会等の会議において審議等を行うこととしています。

受託者は、市の求めに応じ、審議会等の会議資料作成等の支援を行うこととします。

②会議等の運営支援

受託者は市の求めに応じ、審議会等の会議において、会議への出席、助言及び議事録作成等の業務を行うこととします。

③パブリックコメントの実施支援

委託者は、市のホームページや広報紙等で公表（パブリックコメント）するための関連資料の作成支援及びパブリックコメントで寄せられた市民等からの意見を取りまとめ、回答案の作成を支援することとします。

④その他、本業務に必要な業務

5 スケジュール（予定）

時 期	内 容
R 5 年 5 月	業務委託契約の締結
R 5 年 5 月～9 月	基礎的調査、現行計画の検証・分析
R 5 年 5 月～7 月	市民・事業者等の意識調査（アンケート調査）
R 5 年 5 月～12 月	課題の整理・施策の検討 計画素案の作成
R 5 年 8 月・10 月・12 月	環境審議会
R 6 年 1 月	パブリックコメント
R 6 年 2 月	環境審議会
R 6 年 2 月～3 月	計画書・概要版の作成

6 各法令等の準拠及び各計画との整合性の確保

本業務は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）、政府が定める「（第 5 次）環境基本計画」（平成 30 年閣議決定）、「鹿児島県環境基本条例」（平成 11 年条例第 10 号）、「鹿児島県環境基本計画」（令和 3 年改定）及び「始良市環境基本条例」（平成 24 年条例第 10 号）、「第 2 次始良市総合計画」（2019 年 3 月策定）など、関係する法令、条例及び上位計画等に準拠するとともに、整合性を図ることとします。

7 受託者の義務及び機密の保持及び中立性の堅持

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、本業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技術を発揮して本業務を遂行するものとします。

なお、本仕様書に定めのないものについて、計画の策定上必要と思われる事項については、協議の上これを行うものとします。

(2) 受託者は、コンサルタントとして本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常に中立性を堅持するものとします。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、委託者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

なお、受理された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとします。

(1) 着手書類

ア 業務着手届

イ 総括責任者、主任技術者及び担当者配置届(雇用証明書類を含む)

ウ 業務工程表

(2) 業務完了届

(3) 納品書

(4) 業務委託料請求書

9 疑義の解決

受託者は、本仕様書等に定める事項及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、本業務を遂行するものとします。

10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料について本市が所有している資料は、受託者に貸与します。なお、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、委託者に提出し、業務完了と同時に返却するものとします。

11 業務内容の変更等

本市が必要と認めた時は、本委託業務の内容の一部を変更することができるものとします。

なお、この場合、委託料及び委託期間について変更が必要なときは、別途協議して定めるものとします。

12 打合せ・協議

本業務を適正かつ円滑に履行するため、適宜、打合せ・協議を行うこととします。なお、打合せ・協議には、総括責任者等が必ず出席することとし、打合せ・協議を行った際には、その都度、受託者が記録簿を作成し、相互に確認することとします。

13 成果物等の作成

本業務の成果物は次のとおりとします。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 第2次始良市環境基本計画 | 5部 (A4判) |
| ② 第2次始良市環境基本計画【概要版】 | 5部 (A4版) |
| ③ 基礎調査(アンケート調査等)結果報告書 | 2部 (A4版) |
| ④ 上記①～③の電子データ:CD-R | 2枚 |
| ⑤ 打合せ議事録など必要と認める書類 | 一式 |

14 成果物の帰属等

本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は、始良市に帰属するものとし、これを無断で加工、複製または使用してはなりません。

15 成果品の検査、引渡し及び委託料の支払い方法

- (1) 受託者は、業務実施後に本市による成果品の検査を受けなければならない。その結果、訂正等を指示されたものについては、訂正しなければならない。
- (2) 成果品の検査合格後、成果品を納品するとともに、履行届の提出をもって業務の完了とする。
- (3) 委託料の支払いは、本業務の完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括で支払うこととします。